

# 防衛特別所得税（仮称）の創設及び復興特別所得税の改正

## 一言解説

税率1%の新たな付加税として防衛特別所得税が新設されますが、現下の家計を取り巻く状況に配慮し、足下で家計負担が増加しないよう復興特別所得税の税率が1%引き下げられることとなります。

## 1. 防衛特別所得税（仮称）の創設

### （1）創設の概要

わが国の防衛力の抜本的な強化を行うために安定的な財源を確保する観点から、令和5年度税制改正大綱等の基本的方向性を踏まえ、歳出改革等の努力を継続しつつ、基準所得税額に対して**税率1%の新たな付加税**として、防衛特別所得税（仮称）が課されることとなります。

### （2）内容

#### ① 納税義務者

- Ⓐ 所得税の納税義務者は、基準所得税額につき、防衛特別所得税を納める義務があります。
- Ⓑ 所得税の源泉徴収義務者は、その源泉徴収に係る所得税の額につき、防衛特別所得税を徴収し、納付する義務があります。

#### ② 税額計算

- Ⓐ 防衛特別所得税額は、その年分の基準所得税額に1%の税率を乗じて計算した金額とされます。
- Ⓑ 防衛特別所得税の課税期間は**令和9年以後の当分の間**とされます。
- Ⓒ 基準所得税額の計算その他上記Ⓐ及びⒷ以外の税額の計算については、復興特別所得税と同様とされます。

## 2. 復興特別所得税の改正

現下の家計を取り巻く状況に配慮し、足下で家計負担が増加しないよう復興特別所得税の税率が**1.1%**（現行：2.1%）に引き下げられます。復興事業の着実な実施に影響を与えないよう、復興財源の総額を確実に確保する観点から、復興特別所得税の課税期間が**令和29年まで**（現行：令和19年まで）の間とされます。

現行	改正案
復興特別所得税 = 基準所得税額 × 2.1%	復興特別所得税 = 基準所得税額 × 1.1%、 <b>防衛特別所得税 = 基準所得税額 × 1%</b>
適用時期	令和9年分以後の所得税等について適用されます。